

開議 午前 9時00分

◎開 議

○議長（藺田靖邦君） ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。  
これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（藺田靖邦君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。  
なお、説明員は6月3日と同様ですので御了承願います。

◎諸般の報告

○議長（藺田靖邦君） 日程に入る前に、諸般の報告を行います。

6月3日の本会議散会后、全員協議会を開催し、上程議案の説明を受け、その後議会運営委員会、全員協議会を開催し、定例会2日目の議事日程等について御協議いただきました。誠にありがとうございました。

次に、監査委員から例月出納検査の結果について報告がありました。内容につきましては、お手元に配付のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第1 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（藺田靖邦君） 日程第1、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、申合せにより討論を省略します。

これから諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案によるものを適任と認めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦については原案によるものを適任と認めることに決定しました。



◎日程第2 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長(藺田靖邦君) 日程第2、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、申合せにより討論を省略します。

これから諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案によるものを適任と認めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 異議なしと認めます。

したがって、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦については原案によるものを適任と認めることに決定しました。



◎日程第3 承認第1号 専決処分した事件の承認について(川根本町  
税条例等の一部を改正する条例について)

○議長(藺田靖邦君) 日程第3、承認第1号、専決処分した事件の承認について(川根本町税条例等の一部を改正する条例について)を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第1号、専決処分した事件の承認について(川根本町税条例等の一部を改正する条例について)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、承認第1号、専決処分した事件の承認について(川根本町税条例等の一部を改正する条例について)は原案のとおり承認することに決定しました。



**◎日程第4 承認第2号 専決処分した事件の承認について(川根本町  
消防団員等公務災害補償条例の一部を改正す  
る条例について)**

○議長(藺田靖邦君) 日程第4、承認第2号、専決処分した事件の承認について(川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について)を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第2号、専決処分した事件の承認について(川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藺田靖邦君） 起立全員です。

したがって、承認第2号、専決処分した事件の承認について（川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について）は原案のとおり承認することに決定しました。



**◎日程第5 承認第3号 専決処分した事件の承認について（川根本町  
国民健康保険条例の一部を改正する条例につ  
いて）**

○議長（藺田靖邦君） 日程第5、承認第3号、専決処分した事件の承認について（川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例について）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第3号、専決処分した事件の承認について（川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例について）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藺田靖邦君） 起立全員です。

したがって、承認第3号、専決処分した事件の承認について（川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例について）は原案のとおり承認することに決定しました。



**◎日程第6 承認第4号 専決処分した事件の承認について（川根本町  
後期高齢者医療に関する条例の一部を改正す  
る条例について）**

○議長（藺田靖邦君） 日程第6、承認第4号、専決処分した事件の承認について（川根本町

後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について)を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第4号、専決処分した事件の承認について(川根本町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、承認第4号、専決処分した事件の承認について(川根本町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について)は原案のとおり承認することに決定しました。



◎日程第7 承認第5号 専決処分した事件の承認について(川根本町  
税条例の一部を改正する条例について)

○議長(藺田靖邦君) 日程第7、承認第5号、専決処分した事件の承認について(川根本町税条例の一部を改正する条例について)を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第5号、専決処分した事件の承認について(川根本町税条例の一部を改正す

る条例について)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、承認第5号、専決処分した事件の承認について(川根本町税条例の一部を改正する条例について)は原案のとおり承認することに決定しました。



◎日程第8 承認第6号 専決処分した事件の承認について(川根本町  
一般会計補正予算第1号)

○議長(藺田靖邦君) 日程第8、承認第6号、専決処分した事件の承認について(川根本町一般会計補正予算第1号)を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第6号、専決処分した事件の承認について(川根本町一般会計補正予算第1号)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、承認第6号、専決処分した事件の承認について(川根本町一般会計補正予算第1号)は原案のとおり承認することに決定しました。



◎日程第9 承認第7号 専決処分した事件の承認について(川根本町

一般会計補正予算第2号)

○議長(藺田靖邦君) 日程第9、承認第7号、専決処分した事件の承認について(川根本町一般会計補正予算第2号)を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第7号、専決処分した事件の承認について(川根本町一般会計補正予算第2号)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、承認第7号、専決処分した事件の承認について(川根本町一般会計補正予算第2号)は原案のとおり承認することに決定しました。



◎日程第10 承認第8号 専決処分した事件の承認について(川根本町一般会計補正予算第3号)

○議長(藺田靖邦君) 日程第10、承認第8号、専決処分した事件の承認について(川根本町一般会計補正予算第3号)を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第8号、専決処分した事件の承認について（川根本町一般会計補正予算第3号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藺田靖邦君） 起立全員です。

したがって、承認第8号、専決処分した事件の承認について（川根本町一般会計補正予算第3号）は原案のとおり承認することに決定しました。



◎日程第11 承認第9号 専決処分した事件の承認について（川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号）

○議長（藺田靖邦君） 日程第11、承認第9号、専決処分した事件の承認について（川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第9号、専決処分した事件の承認について（川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藺田靖邦君） 起立全員です。

したがって、承認第9号、専決処分した事件の承認について（川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号）は原案のとおり承認することに決定しました。



---

◇

◎日程第12 議案第21号 川根本町印鑑条例の一部を改正する条例  
について

○議長（藺田靖邦君） 日程第12、議案第21号、川根本町印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第21号、川根本町印鑑条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藺田靖邦君） 起立全員です。

したがって、議案第21号、川根本町印鑑条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

---

◇

◎日程第13 議案第22号 川根本町職員定数条例の一部を改正する  
条例について

○議長（藺田靖邦君） 日程第13、議案第22号、川根本町職員定数条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第22号、川根本町職員定数条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、議案第22号、川根本町職員定数条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。



◎日程第14 議案第23号 川根本町介護保険条例の一部を改正する  
条例について

○議長(藺田靖邦君) 日程第14、議案第23号、川根本町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第23号、川根本町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、議案第23号、川根本町介護保険条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。



◎日程第15 議案第24号 工事請負契約の締結について

○議長（藺田靖邦君） 日程第15、議案第24号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第24号、工事請負契約の締結についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藺田靖邦君） 起立全員です。

したがって、議案第24号、工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。



◎日程第16 議案第25号 令和2年度川根本町一般会計補正予算（第4号）

○議長（藺田靖邦君） 日程第16、議案第25号、令和2年度川根本町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第25号、令和2年度川根本町一般会計補正予算（第4号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、議案第25号、令和2年度川根本町一般会計補正予算(第4号)は原案のとおり可決されました。



◎日程第17 議案第26号 令和2年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

○議長(藺田靖邦君) 日程第17、議案第26号、令和2年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第26号、令和2年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、議案第26号、令和2年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。



◎日程第18 議案第27号 令和2年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第1号)

○議長（藺田靖邦君） 日程第18、議案第27号、令和2年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第27号、令和2年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藺田靖邦君） 起立全員です。

したがって、議案第27号、令和2年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

————— ◆ —————

○議長（藺田靖邦君） それでは、ここで暫時休憩とします。

休憩 午前 9時24分

再開 午前 9時55分

○議長（藺田靖邦君） それでは、全員おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

————— ◆ —————

#### ◎日程の追加

○議長（藺田靖邦君） お諮りします。

ただいま、町長から議案3件が提出されました。これを日程に追加し、お手元に配付した

議事日程（第2号追加1）のとおり、追加日程第1から第3として議題にしたいと思います。  
御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 異議なしと認めます。

したがって、議事日程（第2号追加1）のとおり、追加日程第1から第3として議題とすることに決定しました。



◎追加日程第1 議案第28号 川根本町国民健康保険税条例の一部を  
改正する条例について

○議長（藺田靖邦君） 追加日程第1、議案第28号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第28号です。川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

今回の改正は地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年3月31日に公布されたことに伴い、課税限度額及び基準軽減額の改正をお願いするものであります。

課税限度額におきましては、医療分の課税限度額を61万円から63万円に、介護分の課税限度額を16万円から17万円とするものであります。また、基準軽減額については5割軽減の対象となる基準軽減額を28万円から28万5,000円に、2割軽減の対象となる基準軽減額を51万円から52万円に引き上げるものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明に代えさせていただきます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎追加日程第2 議案第29号 令和2年度川根本町一般会計補正予算  
(第5号)

○議長（藺田靖邦君） 追加日程第2、議案第29号、令和2年度川根本町一般会計補正予算(第5号)を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第29号です。令和2年度川根本町一般会計補正予算（第5号）の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ2,599万5,000円を増額をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億1,292万4,000円としたものであります。

今回の補正は、国債を運用している地域振興基金の一部を運用替えることにより発生をします、いわゆる売却益を基金へ積み立てるものでございます。現在の市場状況や今後の見通しを総合的に判断し、このタイミングでの管理替えを選択したものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明に代えさせていただきます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎追加日程第3 議案第30号 令和2年度川根本町国民健康保険事業  
特別会計補正予算（第2号）

○議長（藺田靖邦君） 追加日程第3、議案第30号、令和2年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第30号です。令和2年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ198万5,000円を増額をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億354万5,000円としたものであります。

今回の補正は、歳出では納付金や返還金の確定に伴う補正、歳入では本算定に基づく税収見込みによる保険税の補正、決算見込みに基づく繰越金の補正、そして本来ならば保険税率の改定により被保険者に相応の負担をいただくべきところ、今回の社会情勢を踏まえ、保険税率の改定を据え置き、基金の投入により被保険者の負担を軽減するといった対応に伴う補正となっております。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明に代えさせていただきます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎散 会

○議長（藺田靖邦君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

次回の本会議は6月25日午前9時に開会し、一般質問及び追加議案の質疑、討論、採決を行います。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午前10時03分